

意見募集に寄せられたご意見及び  
これに対するホットライン運用ガイドライン検討協議会の考え方について

第1 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容に関するもの

| ご意見の概要  | ご意見に対する考え方  |
|---|---|
| <p>今回の改訂案において、「指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品の広告」は公序良俗に反する情報として盛り込まれているが、これは違法情報として盛り込むべき。理由は、医薬品、医療機器等法第76条の6の2第1項及び第3項に基づき広告禁止告示がなされた場合、当該広告禁止告示に違反する広告に対しては第76条の7の2第3項により厚労大臣等からプロバイダに対し送信防止措置要請が可能となるが、この第76条の7の2第3項では広告禁止告示に違反する広告を「指定薬物等にかかる違法広告」と定義づけしており、広告禁止に違反する広告が違法であることが条文上示されているため。なお、通信関連4団体で構成する違法情報等対応連絡会では、広告禁止告示に違反する「指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品の広告」は、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」に違法情報として盛り込んでおり、ホットラインセンターのガイドラインとの間に取り扱いの違いが生じることは、プロバイダ等にとっても混乱を招くことになる可能性もある。</p> | <p>この度、ホットライン運用ガイドラインの改訂案として「指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品の広告」を公序良俗に反する情報(有害情報)に追加するパブリックコメントを募集したところですが、寄せられたご意見、関係省庁のご見解などをもとに当協議会において検討しました結果、当該広告は「違法情報(インターネット上の流通が法令に違反する情報)」として取り扱うことが妥当であるとの結論に至りました。よって、当該広告を違法情報としてホットライン運用ガイドラインに追加することとします。</p> |

## 第2 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容以外に関するもの

### 1 ホットライン運用ガイドラインに関するもの

| ご意見の概要   | ご意見に対する考え方   |
|--|--|
| 猥褻物にあたらないポルノであっても、「18歳以上であることを証明出来ない場合」や、「本人の同意があると証明出来ない場合」は、積極的に削除出来るように、次のガイドライン改定案には盛り込むこと。            | 違法情報は刑事罰の対象となることからその判断は慎重を期すべきで、原則としてウェブサイト等に掲載されている情報から積極的に構成要件該当性を裏付けられる場合に限定すべきと考えます。   |
| 性的好奇心目的で、児童ポルノを所持している者を通報出来るように、次のガイドライン改定案には盛り込むこと。   | ホットラインセンターはインターネット上に掲載されている情報のみを対象としているため、それ以外の犯罪行為を目撃された場合は直接警察への通報をお願いします。なお、インターネット上に掲載されている情報以外であっても、犯罪関連情報、自殺関連情報等については、犯罪捜査、犯罪予防、人命保護等に資するために警察に情報提供しています。 |
| 入浴写真等の児童の裸体が映る成長記録であっても、別の掲示板等のサイトで、児童を好奇心で見るとを正当化するような文章が添えている場合であれば、「違法有害情報」として、警察庁に情報提供すること。            | すでにそのような運用をとっております。  |
| 猥褻物にあたる商品も、違法情報として、警察庁に情報提供すること。   | ホットラインセンターにおける違法情報とは、インターネット上のウェブサイト等に掲載されている情報のうち法令によりその流通が禁止されている情報であることから、当該わいせつ物にあたる商品の画像がインターネット上に掲載されている場合には違法情報として警察に通報しています。                             |
| 善良な風俗を維持する観点からも、性欲を興奮、又は、刺激する目的で、性器や、性行為等が描写されているイラストであれば、猥褻物として、警察庁に情報提供すること。                             | 性器が露骨かつ詳細に描写されているものであれば、イラストであっても違法情報と判断しています。   |
| 猥褻物や、児童ポルノにあたらない盗撮画像も、違法情報として、警察庁に情報提供すること。  | 今後の検討の参考とさせていただきます。  |
| ジュニアアイドルであっても、明らかに児童ポルノにあたるケースであれば、警察庁に情報提供すること。   | 明らかに児童ポルノに当たる場合は違法情報として警察に通報しています。   |
| BPOの視聴者意見の投稿だけでは、入浴シーン等の児童の裸体が映る場面を映さないように徹底するように改善することについては、難しい部分が御座いますので、次のガイドライン改定案には、公共の電波も通報の対象とすること。 | ホットラインセンターはあくまでインターネット上の違法・有害情報への対応を目的として設立されたものですので、放送については対象外となります。  |

|   |  |
|---|--|
| <p>明らかに権利者の許可を得ていない違法著作物のアップロードについても、通報に対象と出来るように、次のガイドライン改定案には盛り込むこと。</p>              | <p>ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する違法・有害情報の範囲については、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法・有害情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当であるところ、著作権侵害の有無を客観的に判断することは困難であり、また著作権侵害の罪が原則として親告罪である性質に鑑み、ホットラインセンターでは違法情報該当性の判断をすることなく、権利者団体に情報提供することが望ましいと考えております。</p> |
| <p>出会い系サイト以外の掲示板や、ブログ等で、出会い系サイト規制法に反するような書き込みであれば、児童保護の観点からも、各サービス事業者に削除するように求めること。</p> | <p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>   |

## 2 ホットライン運用ガイドラインの運用に関するもの

| ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|--------|------------|
| なし     |            |

## 3 ホットライン運用ガイドラインと直接関係しないもの

| ご意見の概要  | ご意見に対する考え方   |
|---|--|
| <p>削除に応じない場合は、違法情報を発信した者の、摘発に踏み切ること。</p>  | <p>違法情報を発信した者は、後に削除したとしても犯罪事実そのものがなくなるわけではないため摘発の対象となり得ますが、プロバイダには法律で削除義務が科せられているわけではないため、削除に応じないことでただちに刑事責任が生じるわけではありません。</p> |
| <p>「性犯罪被害者(特にポルノ被害者)」等のデリケートな悩みを抱える当事者にとっては、性的好奇心目的で、ポルノを所持、又は閲覧していること自体、耐え難い苦痛であることを、ポルノ需要者に知ってもらう為に、「インターネットホットラインセンター」でも「ポルノ被害者」の声を掲載すること。</p> | <p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>18歳以上の成人が、18歳未満の児童を性欲の対象として見るのが、あたかも正常であるかのような文章を放置していることによって、児童が性欲の対象として見られる危険性がありますので、そういった悪質な文章であっても、積極的に削除するように、各サービス事業者を求めること。</p>                       | <p>ホットラインセンターから各サービス事業者に対してそのような要望を行うことはしておりません。</p>  |
| <p>音声や文字等の児童ポルノ禁止法の適用外であっても、積極的に削除出来る様に、各サービス事業者のガイドラインに盛り込むように求めること。</p>  |   |
| <p>「性犯罪被害者」等のデリケートな悩みを抱える当事者にとっては、あたかも自分に非があるような書き込みを見れば、更に精神的に追い込まれる危険性がありますし、最悪の場合は自殺迄追い込まれる場合もありますので、各サービス事業者のガイドラインに、セカンドレイプにあたる発言も、削除することを盛り込むように求めること。</p> |   |
| <p>着衣の児童に対する性虐待を記録された児童ポルノで、違法情報として対応出来ないケースであっても、積極的に削除すること。</p>  | <p>削除依頼の対象となる児童ポルノはガイドラインで要件が定められており、それ以外の情報に対して根拠なく削除を求めることはありません。</p>   |
| <p>「違法有害情報」と判断されたジュニアアイドルサイトと称する児童ポルノサイトであっても、通報から数ヶ月経ってもブロックされないケースがありますが、児童の人権と尊厳を守る為にも、より迅速にブロックを講じるように、流通防止措置実施事業者を求めること。</p>                                | <p>具体的にどの情報をブロックの対象とするかの判断はホットラインセンターが行っているのではなく、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)から提供されたアドレスリストに基づき各ISP等で行っています。</p> |
| <p>リベンジポルノ被害者の為にも、国内法で対処出来ないリベンジポルノについては、将来的に児童ポルノと同様にブロックを講じられるように法整備を求めること。</p>  | <p>ホットラインセンターの所掌事務の範囲を超えたご意見につきましてはコメントを控えさせていただきます。</p>  |
| <p>善良な風俗を維持する観点からも、将来的に海外で発信している海外サーバに蔵置している猥褻物のブロックを講じるように法整備を求めること。</p>  |   |
| <p>半ば強制的にAVに出演させられた被害女性を救済する観点からも、「性暴力禁止法」等の法整備を求めること。</p>   |   |
| <p>高校生を含む18歳未満の少年少女がアダルトサイト等の、未成年にとって不適切な情報を閲覧させないように、本人と確認出来る身分証明書がない限り、認証用のパスワードを発行しないことを徹底するような法整備を求めること。</p>   |   |

|   |  |
|---|--|
| <p>性器等が映る症例写真であれ、治療を希望する方や、医療従事者以外は、閲覧出来ないように、認証制を設けることによって、善良な風俗を維持すること。</p>   | <p>ホットラインセンターの所掌事務の範囲を超えたご意見につきましてはコメントを控えさせていただきます。</p> |
| <p>海外からの発信で、海外のサーバに蔵置されている「リベンジポルノ」や、「猥褻物」であっても、違法有害情報として判断しても、当該国では合法と判断されるケースであれば、当該サイトを検索表示されないようにすること。</p>  |  |
| <p>「猥褻物」にあたる用語(隠語も含む)や、「児童ポルノ」にあたる用語(隠語も含む)等で検索した場合、未だに違法有害情報にあたると思われる画像等が多数表示(児童ポルノについては改善傾向にある)されますが、善良な風俗を維持する観点からも、児童保護の観点からも、そういった状況を打破する為にも、サイバーパトロールを更に強化すること。</p> |  |
| <p>フィルタリングの徹底を呼びかけること。</p>  |  |
| <p>「小児性愛者」や、「性依存症」等のポルノの需要者を減らす為に、精神科の通院や、カウンセリングに通うように呼びかけること。</p>   |  |
| <p>「男性や思春期を迎えた男の子は性に興味を持つのは当たり前」と言った男性の性欲を肯定する主張も、ポルノ需要者を減らせない一つの原因だと考えられますので、特に「男性の性欲」については肯定しないように、保護者や、教育現場の方々に呼びかけること。</p>  |  |
| <p>児童の尊厳と人権を保護する観点からも、各放送局に児童の全裸(特に性器部分)や、着替え等の児童が好奇心目で見られる映像を流さないように徹底するように指導すること。</p>   |  |
| <p>児童の性器等が映る症例写真であれ、医療従事者以外は、閲覧出来ないように、認証制を設けるように求めることによって、児童の人権と尊厳を守ること。</p>   |  |